様似町教育委員会規則第７号

様似町立幼児センター職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月１４日

様似町教育委員会

教育長　秋山寛幸

様似町立幼児センター職員就業規則の一部を改正する規則

様似町立幼児センター職員就業規則（平成３年様似町規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　前項の職員は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第４項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、調理係長、栄養士、調理師、事務長及びその他必要な職員については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

第５条を第８条とし、第４条の次に次の３条を加える。

（児童対象性暴力等及び不適切な行為の禁止）

第５条　職員は、こども性暴力防止法第２条第２項に規定する児童対象性暴力等として次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　児童等（こども性暴力防止法第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）に性交等（刑法（明治４０年法律第４５号）第１７７条（不同意性交等）に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童等をして性交等させること（同法第１７７条（不同意性交等）の罪に当たる行為、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条第１項第６号の淫行罪に当たる行為及び北海道青少年健全育成条例（昭和３０年北海道条例第１７号）により禁止される性交等に当たる行為を含み、児童等から暴行又は脅迫を受けて当該児童等に性交等をした場合及び児童等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）

⑵　児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（刑法第１７６条（不同意わいせつ）の罪に当たる行為、児童福祉法第３４条第１項第６号の淫行罪に当たる行為及び北海道青少年健全育成条例により禁止されるわいせつな行為に当たる行為を含み、前号に掲げるものを除く。）

⑶　刑法第１８２条（１６歳未満の者に対する面会要求等）の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成１１年法律第５２号。以下「児童ポルノ法」という。）第５条（児童買春周旋）、第６条（児童買春勧誘）、第７条（児童ポルノ所持、提供等）若しくは第８条（児童買春等目的人身売買等）の罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第６７号）第２条（性的姿態等撮影）、第３条（性的影像記録提供等）、第４条（性的影像記録保管）、第５条（性的姿態等影像送信）若しくは第６条（性的姿態等影像記録）の罪（児童等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前２号に掲げるものを除く。）

⑷　児童等に次に掲げる行為（児童等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童等を著しく羞恥させ、若しくは児童等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童等をしてそのような行為をさせること（前３号に掲げるものを除く。）

ア　衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第

２条第３項第３号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること（北海道迷惑行為防止条例（昭和４０年北海道条例第３４号）により禁止される痴漢行為を含む。）

イ　通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること（北海道迷惑行為防止条例により禁止される盗撮行為を含む。）

(5)　児童等に対し、性的羞恥心を害する言動（口頭の発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることを含む。）であって、児童等の心身に有害な影響を与えるものをすること（児童等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童等を不快にさせる性的な言動）を含み、前各号に掲げるものを除く。）

２　職員は、前項に規定する児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為として次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　児童等と私的な連絡先（ＳＮＳアカウントを含む。）を交換し、私的なやり取りを行うこと

(2)　特定の児童等に対し、業務上必要ではないスキンシップ（抱っこ、おんぶ、膝乗せ、マッサージ等）を行うこと

(3)　児童等の写真等を私的に記録保存すること

(4)　その他前各号に準ずる児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為

３　職員は、前２項に掲げる行為を行い、又は当該行為を理由として逮捕若しくは起訴された場合は、速やかに教育長に報告しなければならない。

（犯罪事実確認の手続に応じる義務）

第６条　職員は、教育委員会の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しなければならない。

（懲戒処分）

第７条　職員がこども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったときは、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２６年条例第３０号）に基づき懲戒処分とする。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則は、こども性暴力防止法の施行前であっても適用されるものとする。